



2026年6月12日

静岡労働局長 国分一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

全労連東海北陸地方協議会
議長 平野竜也
(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワー
ク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

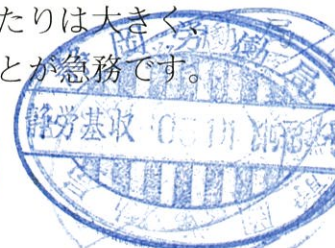
2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が
行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日
の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃
しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金
制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や
輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響
を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい
負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、
価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環
境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小
企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環
させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必
要な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要で
あることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、
最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。



最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会が目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。
4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。
5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。
6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。
7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとはいいがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
石川県労働組合総連合	議長	岡本	晃嘉
福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬	政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美	沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家	忠文

全労連東海北陸ブロック 2026年最賃キャラバン資料

 全労連東海北陸地方協議会

最低賃金マップ[○] 2025年10月以降改定

全国平均 1,121円 (加重)

前年比 66円増 (6.3%増)

最高額 東京 1,226円

最低額 宮崎、高知、沖縄1,023円

地域間格差は、昨年より9円縮小

203円 16.6%差

39道府県 (83.0%) が中央最低賃金審議会目安上回る

大幅な発効日の先送りが急増

秋田3/31、群馬3/1

半年間、地域間格差は

275円に拡大

(22.4%差)

2025年地域別最低賃金マップ

発効月

10月 緑

11月 青

12月 黒

2026年1月 茶

2026年3月 赤

時間額

1200円台=

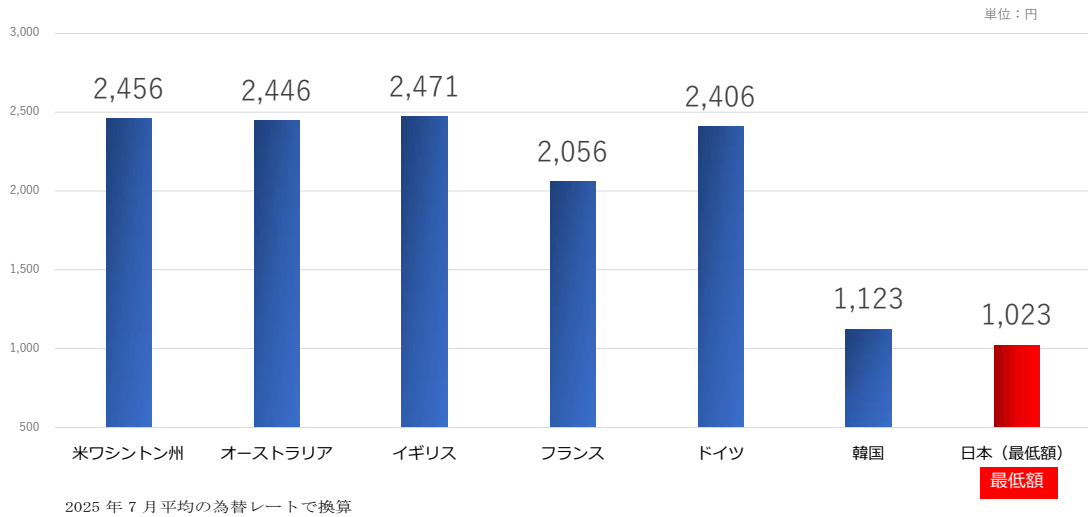
1100円台=

1000円台=

※金額・発効月は各申時



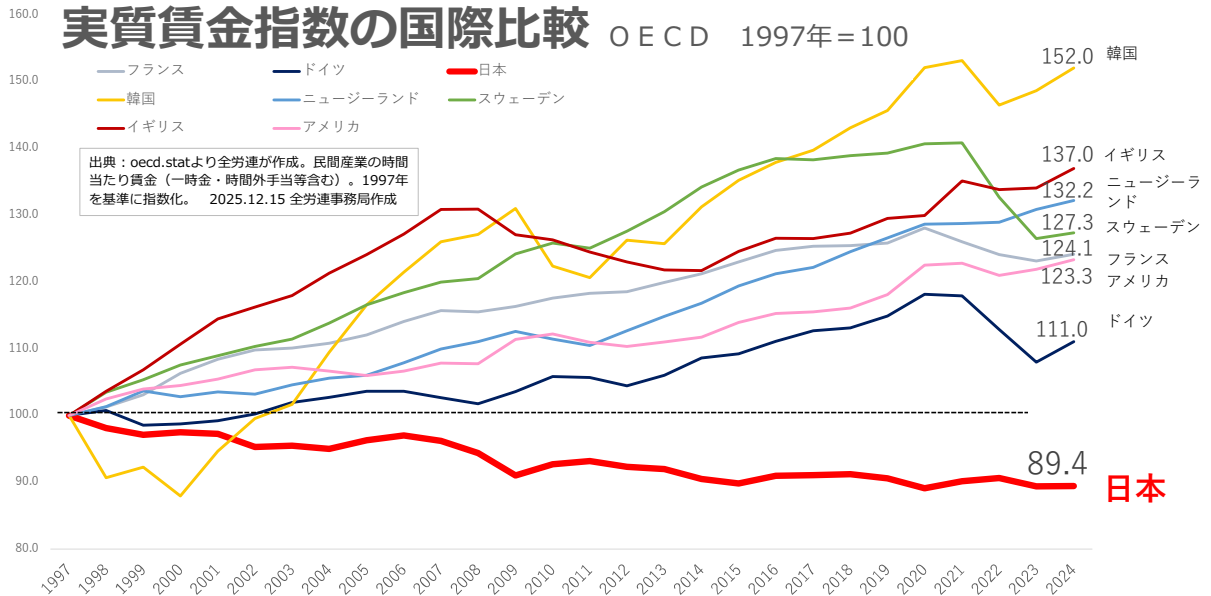
最低賃金 国際比較 2025年8月時点



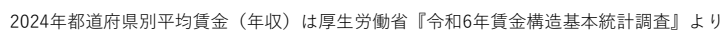
30年近くにわたって実質賃金が低下し続ける日本

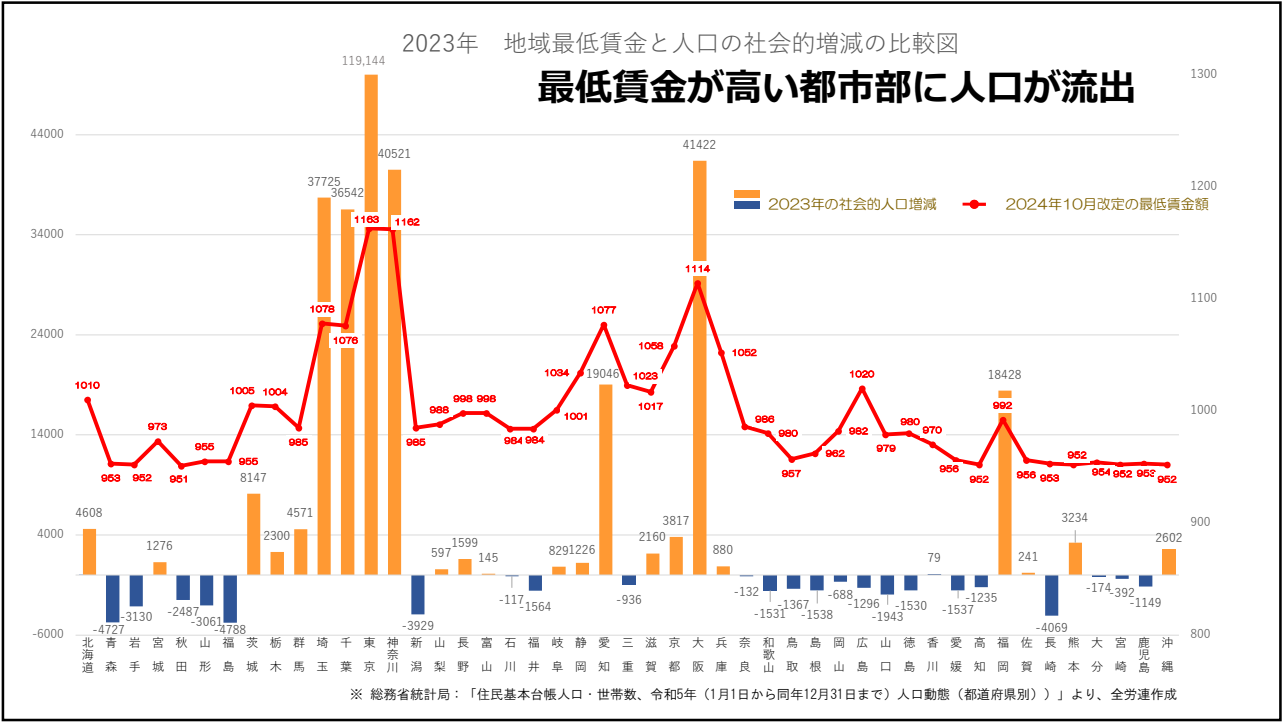
実質賃金指数の国際比較

OECD 1997年=100



- ①金額が低すぎて自立して生活できないこと
- ②地域別制度が格差を生み、人口流出と地域経済の衰退を招いていること
- ③中小企業支援が脆弱であるがゆえに最低賃金の引き上げを妨げていること





若者が東京圏（都市部）に流出

静岡県の東京圏など都市部に対する男女別・年齢階級別人口移動の状況



総務省の「住民基本台帳人口移動報告」（2024年）より

負のスパイラル!

地方の
地域経済が悪化

最低賃金の
格差が拡大

人口が流出

大都市に
一極集中



物価高騰を反映すると
全国どこでも
1800円以上に!

最低生計費試算調査
これまでに49,000人が参加

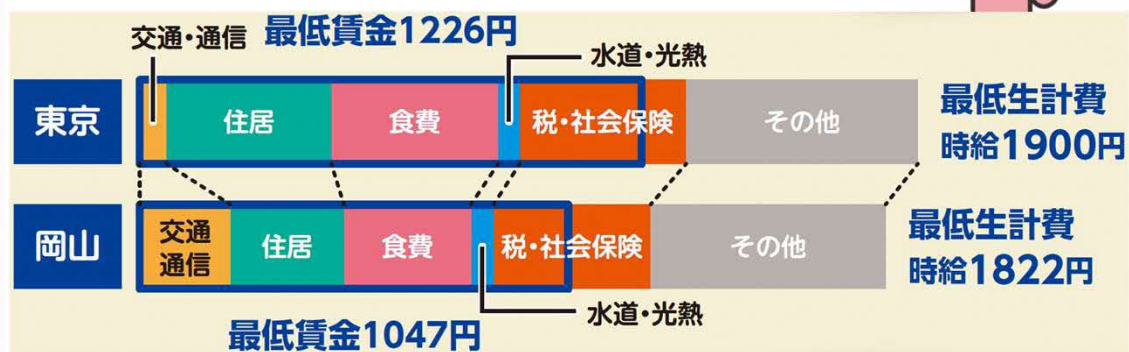


※現在、全国で
アップデート中

最低生計費試算調査結果2024年12月現在
《静岡県立大学経済学部 中澤秀一准教授監修》
緑文字は2025年1月以降にアップデートした金額



東京など都市部は住居費が高いが交通・通信費が安い
地方は住居費が安くても交通・通信費が高い



最低賃金法改正の4つのポイント

- ① 地域別から、全国一律にする
- ② 中央最低賃金審議会で決め、
地方審議会は特定最賃を決める
- ③ 生計費と労働者の賃金で決める
- ④ 中小企業支援は国の義務に



